

## 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和二十二年五月三日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、わが国の発展に重要な役割を果たしてきた。このことは、われわれ国民の誇りとするところでもあり、この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は、今日に至るまでの約七十年間、一度の改正も行われておらず、この間、わが国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じている。こうしたことに鑑みれば、憲法についても、直面する諸課題から国家と国民の安全・安心を確保し、環境、福祉の向上を図る内容であることが強く求められる。

このような状況の中、国会でも、平成十九年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている。憲法は、国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 20 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	高	市	早	苗	殿
法務大臣	金	田	勝	年	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

福岡県大野城市議会議長 白石 重成